

## 個人情報保護委員会（第147回）議事概要

1 日時：令和2年7月8日（水）持ち回り開催

### 2 議事の概要

(1) 議題1：官民データ活用推進基本計画（案）に対する意見について

事務局から、本議題に係る説明を行った。当該基本計画（案）に対する意見は原案のとおり決定され、必要な手続を進めることとなった。

(2) 議題2：地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会の終了について

事務局から「地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会については、昨年10月の委員会において開催について承認いただき、12月以降、4回開催するとともに、総務省及び全国の地方公共団体に協力いただき実態調査も行った。先週、7月3日に開催した第4回会合においては、前回6月24日の委員会において審議・決定した委員会としての基本的視点である「地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会における実務的論点の整理に向けて」を構成員に提示し意見交換を実施した。構成員からは、地方公共団体のパーソナルデータに係る利活用のニーズについて実感していない、個人情報保護条例について実務上支障は感じていない等の御意見や、人員不足の課題がある、制度として分かりやすくしてほしい等の御意見があった。懇談会としての検討範囲を超えるとの立場からの発言も相次いだ。事務局からは、今後、地方公共団体の個人情報保護制度については、意見交換の段階から具体的な検討の段階へと発展させていくことが必要との観点から、実務的な論点を中心に意見交換を行う場としての懇談会については一旦休止することを提案したところ、構成員から、懇談会としての取りまとめなどを行わないのであれば、休止ではなく終了とすべきとの意見があり、意見交換の結果、第4回をもって終了することとなった。なお、地方公共団体の構成員から、地方公共団体側が認識している課題を汲み上げる議論の重要性が指摘されたため、事務局から、地方公共団体単位では見えない課題が地域又は全国レベルで認められるならば、地方公共団体としてこれを受け止めて議論すべきであり、そのような双方向の議論が必要ではないかと指摘し、その点については異論がなかった。今後の検討については、地方公共団体やそれ以外の様々な方々の意見を踏まえた、より幅広い議論・検討が行われていくべきであり、委員会としても懇談会を通して得られた情報や知見について共有するなど積極的に貢献していく必要があるのではないかと考えている」旨の報告を行った。

丹野委員長から「事務局から休止を提案したら、構成員の方から終了という意見があり終了したということで良いか。今後、具体的にはどういう方向を考えているのか」という旨の質問があった。

これに対し事務局から「懇談会については、実務的論点について意見交換を行う場という形になっており、御説明申し上げたとおり、懇談会としての取りまとめを行わないのであれば終了すべき、ということで終了となった。今後の検討については、これまでの意見交換だけでなく、地方公共団体やそれ以外の様々な方々の意見を踏まえながら、より幅広く深い議論・検討が必要になってくると考えている。これについては、5月に委員会としての考え方を取りまとめたときにも、別の場を念頭にということで御説明した。そのような可能性も含めて、今後関係省庁等と調整していくものと考えている」旨の説明を行った。

以上